

指定管理者の管理運営に関する平成29年度評価票

所 管 課	健康福祉政策課（東陽健康福祉地域事務所）	
施 設 名 称	東陽地域福祉保健センター	指定期間 3年
評 価 対 象 期 間	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日	

I 評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価レベル	得点
1 当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み	40		29
（1）サービス向上の実現に向けた具体的な取組み	25	4	20
①開館時間、休館日の運用			
②センターの利用状況			
③勤務者教育・研修			
④サービス向上のための取組み状況			
（2）利用者満足度	15	3	9
①意見・ニーズの把握、反映			
②苦情の対応			
③情報提供			
[評価の理由] 開館時間・休館日については、施設設置条例のとおり遵守されている。福祉団体の会議や健康保持増進のための健康診断や保健指導等の会場の提供を行っている。また、職員研修も定期的を実施されている。デイサービスは、前年度に比べて利用が増えている状況である。			
2 管理経費縮減に関する取組み	15		10
（1）経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み	10	3	6
①経費節減の取組み（人件費、光熱水費等）			
②業務の委託			
③会計処理			
（2）収入の増加	5	4	4
①収支状況			
[評価の理由] 九州電力以外の民間電力供給会社から電力を購入したり、施設設備の保守点検等は、社協所管の他施設と一括発注することで経費の節約を行っている。また、デイサービスの食事を外部委託にするなど経費の削減に努めている。			

3	当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み	30		22
	(1) 施設管理手法及び維持管理体制			
	①適正な人員配置			
	②勤務者の教育・研修	10	3	6
	③施設・設備・備品の管理（点検・修繕等）			
	④清掃業務			
	(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など			
	①緊急事態の対応（準備）			
	②個人情報の保護			
	③情報公開	20	4	16
	④守秘義務			
	⑤文書の整理保存			
	⑥危機管理体制（パソコンのセキュリティー対策等）			
	[評価の理由]			
	施設の点検・管理及び緊急時の対応・体制は、適切に管理整備されている。文書においても適切に管理されている。職員会議や管理者会議において研修計画に沿った研修が行われており、職員間の情報の共有を図り、資質及びサービスの向上に努めている。			
4	その他の取組み	15		12
	(1) 市民に親しまれる施設にする為の取組み			
	①地域との連携（関係）			
	②他の市民利用施設との連携	10	4	8
	③地域交流事業の実施			
	(2) 地域雇用への配慮			
	①市民採用・再雇用	5	4	4
	②地元業者委託			
	[評価の理由]			
	校区福祉推進協議会と連携して、ひとり暮らし高齢者のつどい等、高齢者の交流の場の提供やふれあい活動に協力するなど、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会を構築するための福祉活動が展開されている。			
合 計		100		73

【評価レベル】

評価レベル	乗 率	内 容	備 考
5	100%	良 い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	目標(計画)を上回る管理運営がなされている
3	60%	普 通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
2	40%	↓	目標(計画)を下回る管理運営がなされている
1	20%		目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

※合計得点が60点未満の場合は、改善指示書を通知する等の必要な措置を行う。

※合計得点が60点以上の場合であっても、重要な項目については、同様の措置を行う。